

## 共同住宅等の各戸検針及び各戸収納に関する取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、豊中市水道事業給水条例施行規程（昭和35年豊中市企業管理規程第9号。以下「施行規程」という。）第28条第1号の規定に基づき、受水槽以下の給水設備に給水する共同住宅等において、各戸の水道メーターを検針（以下「各戸検針」という。）し、これに係る水道料金（以下「料金」という。）を各戸の入居者から収納（以下「各戸収納」という。）する場合の要件など必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各戸メーター 共同住宅等の各戸に設置した水道メーターをいう。
- (2) 所有者等 共同住宅等の所有者及び代理人又は総代人（管理人を含む。）をいう。

(適用の要件)

**第3条** 各戸検針及び各戸収納を受けることのできる共同住宅等の要件は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 遠隔指示式装置を設置していること。
- (2) 各戸メーターは、計量法(昭和26年法律第207号)で定める型式承認を得たもので、有効期限内の記憶装置付水道メーター又は8ビットノーリング回線通信の可能な電子式水道メーターであること。
- (3) 集中検針盤は、自動呼出装置付集中検針盤で、ハンディターミナルに接続可能な装置を有し、将来自動検針可能なものであること。
- (4) 集中検針盤の位置は、指示数枠の高さが床面から1,200ミリメートル以上1,500ミリメートル以下とし、常時検針可能な場所に設置していること。
- (5) 管理人室及び集会所等独立した施設に給水設備を設けている場合は、それぞれに各戸メーターを設置していること。
- (6) 散水等共同で使用する水栓を設けている場合は、当該使用する水道メーター（以下「共用メーター」という。）を設置していること。

2 前項の規定にかかわらず、給水の方式が受水槽式である共同住宅等については、次の各号に定める要件を満たすことにより、適用を受けることができる。

- (1) 散水等共同で使用する水栓を設けている場合は、当該使用する共用メーターを設置していること。

- (2) 各戸メーター及び共用メーター（以下「各戸メーター等」という。）については、1年以上有効期間があるものとし、かつ、所有者等は、契約締結時において、各戸メーター等を豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に無償で譲渡すること。ただし、有効期間が1年に満たない場合は局メーターを設置する。
- (3) 各戸メーター等の型式は、局の定めた「量水器購入及び更生仕様書」に基づいたものであって、かつ、計量検定に合格したものであること。
- (4) 別に定める「共同住宅等の各戸検針等サービスに係る各戸メーター等の取扱について」に基づき、メーターを設置していること。
- (5) 管理人室及び集会所等独立した施設に給水設備を設けている場合は、それぞれに各戸メーター等を設置していること。

3 第1項の要件に適合し、契約を締結している共同住宅等を前項の要件に適合させるときは前項第2号の要件を除く。なお、この契約の対象となる時期は、当該共同住宅等に設置する各戸メーター等の有効期間が1年未満の場合とし、新たな契約の締結時に局メーターを設置する。

（一括適用の原則）

**第4条** この要綱に定める共同住宅等の各戸検針及び各戸収納の適用は一括適用とし、当該共同住宅等の一部又は各戸検針及び各戸収納の一部の適用はしない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（総代理人の選定）

**第5条** この要綱の適用を受けようとする共同住宅等の所有者又は代理人は、豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号。以下「給水条例」という。）第6条第1項第2号の規定により、総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。総代理人に変更があったときも同様とする。

（申込手続き）

**第6条** この要綱の適用を受けようとする共同住宅等の所有者等は、必要に応じて次の各号に掲げる書類を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 共同住宅等の各戸検針及び各戸収納事前協議申込書（様式第1号）
- (2) 共同住宅等の各戸検針及び各戸収納申込書（様式第2号）
- (3) 共同住宅等の所有者等選定届（様式第3号）
- (4) 共同住宅等における私設メーターの無償譲渡届（様式第4号）
- (5) 給水装置所有権譲渡届（様式第5号）
- (6) メーター明細書（様式第6号）
- (7) オートロック解錠方法設定届（様式第7号）
- (8) 遠隔集中メーター設置届（様式第8号）

(9) メーター出庫依頼申込書（様式第9号）

(10) 配管図（平面図及び系統図）

(11) 部屋割図

（調査及び承認）

**第7条** 管理者は、前条の申込みがあったときは必要な事項の調査を行い、第3条各項の要件に適合すると認めるときは、当該申込みを承認し、所有者等に通知するものとする。

（契約の締結）

**第8条** 管理者は、前条の承認をしたときには、別に定める契約書により所有者等と契約を締結するものとする。

2 前項の契約を締結するまでは、各戸検針及び各戸収納を行わない。

（各戸検針及び各戸収納の適用時期）

**第9条** 各戸検針及び各戸収納は、管理者が各戸メーター等の指示数を最初に確認した以後に調定する料金から適用する。

（検針及び料金の納入方法）

**第10条** 管理者は、各戸メーター等より流入側に設置する市の水道メーター（以下「親メーター」という。）及び各戸メーター等の検針を行う。

2 料金は、給水条例第28条の規定により、各戸メーター等（次項に定める各戸メーター等を除く。）ごとにその口径及びその使用水量により料金計算を行い各入居者から収納する。

3 第3条第1項第5号及び第6号又は同条第2項第1号及び第5号の規定により設置した各戸メーター等の水量に係る料金は、所有者等から収納する。

（差水量）

**第11条** 管理者は、親メーターで計量した水量が各戸メーター等で計量した水量の合計水量を超える場合の差に係る料金については、所有者等から収納することができる。

（給水設備の保全等）

**第12条** 所有者等は、共同住宅等の給水設備の保全等に係る次の各号の責務を有する。

(1) 漏水防止対策に関すること。

(2) 修繕工事に関すること。

(3) 事故発生時の対策に関すること。

(4) 各戸メーター等付近に設置する逆止弁等の定期点検及び取替等の維持管理に関すること。

（届出の義務）

**第13条** 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類をもって管理者に届け出なければならない。

- (1) 共同住宅等の所有者等に変更があるとき 共同住宅等の所有者等選定届（様式第3号）
- (2) 共同住宅等の給水装置所有権に変更があるとき 給水装置所有権譲渡届（様式第5号）
- (3) オートロック解錠方法に変更があるとき オートロック解錠方法届（様式第7号）
- (4) 所有者等の都合により、各戸検針及び各戸収納の取扱いをやめるとき 共同住宅等の各戸検針及び各戸収納解除届（様式第10号）
- (5) 建物の増改築に伴う給水装置の増設、改造及び撤去工事を行うとき 配管図

（立入りの協力義務）

**第14条** 所有者等は、管理者が各戸メーター等の検針又は料金の滞納整理を行うため、共同住宅等への立入りを請求したときは、これに協力しなければならない。

2 管理者が共同住宅等への立入りを請求したときは、所有者等は、各入居者がこれに協力するように適切な措置を講じなければならない。

（契約の解除）

**第15条** 管理者は、所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 給水条例又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 所有者等から様式第10号による共同住宅等の各戸検針及び各戸収納解除届の提出があったとき。
- (3) 前2号のほか、管理者が各戸検針及び各戸収納の適用ができないと認めたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害が生ずることがあっても管理者はその責を負わない。

3 契約を解除した場合は、施行規程第28条第2号を適用し、所有者等から一括して料金を収納する。この場合において、第3条第2項及び第3項の適用要件により契約した共同住宅等の各戸メーター等は所有者等の費用負担により返却するものとする。

（下水道使用料の収納）

**第16条** 下水道使用料の徴収に関する事務は、共同住宅等の各戸検針及び各戸収納事務を適用する。

（施行細目）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 内規「集合住宅等の料金計算について」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前になされた契約又は届出その他の手続きは、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 11 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から実施する。